

速やかで適切な措置が必要

昨年4月14日付で、文部科学省は、各都道府県及び指定都市の教育委員会教育長、各都道府県知事などに宛てて「義務教育諸学校における居所不明の児童生徒への対応について」の通知を行いました。

その内容は、各担当は居所不明者の把握にとどまらず、児童生徒の教育が適切に行われるよう、さらなる取り組みを行っていくことが肝要であり、学校や教育委員会が民生委員や児童相談所と連携して情報共有をすることなどにより、適切に対応できるようお願いするとともに、この通知は関係機関に周知し、適切な対応をとるよう指導をお願いするなどとなっております。

また、この通知には、昭和30年に出された文部事務次官、厚生事務次官、労働事務次官の連名で、「居所不明学齢児童生徒の不就学対策に対する関係機関との連携について」の通知が添付されており、関係諸機関は、不就学または長期欠席の防止を図るとともに、その早期発見に努め、速やかに適切な措置を講ずることや、関係諸機関は一層相互の連絡を密にして、この問題の解決を図るため協力体制を確立するよう努めることなどが記載されております。

居所不明となる理由は、借金を逃れるために一家で失踪するなど、経済的な理由で行方不明になるケース、夫のDVから逃れるため母と子が身を隠すケースなど、さまざまなことが考えられますが、いずれにしても子供を取り巻く家庭環境が厳しさを増していることがうかがえます。

そこで、県内の居所不明児童について、国からの通知にもあります早期発見や適切な措置を講じることなどについて、どのような対応をとられているのか、当局のご所見をお伺いいたします。

DV・経済的な理由 など



居所不明児童

早期発見・適切な措置が必要

大西教育長からの回答

本県におけます居所不明児童生徒数は、ご指摘のとおり、本年度、1年以上居所不明であるものが28人いらっしゃいます。さらに、学校基本調査の対象外であります1年未満のものまで含めると、42人となっております。

そして、この居所不明の多くは、手続をしないままの海外転出とか、あるいはDV等により転居等と考えられますが、この中で特に就学前からの居所不明——1度も学校に来ない子ですが——この方が30人にも上っております。こうした児童につきましても、実態把握が非常に難しい状況でございます。

本県では、居所不明児童生徒についての適切な対応を図るため、ご指摘の文科省の通知を踏まえ、昨年度来、各市町に対しまして、単に児童生徒数の把握にとどまらず、学校や教育委員会が民生・児童委員や子ども家庭センターと連携して、情報共有をすること等につきましても指導をいたしました。

市町におきましては、教育委員会と福祉部局等が日常的に連携を図るとともに、マニュアルの作成等によりまして調査の徹底に努めております。さらに、教育委員会と子ども家庭センター、警察等で構成いたします要保護児童対策地域協議会におきましても、情報の共有を図っているところでございます。

こうした結果、本県におけます1年以上の居所不明児童生徒数は、昨年度の73人から28人に減少をしております。今後とも、引き続き、県下市町への指導を徹底いたしまして、市町と関係機関との連携強化を図りまして、児童生徒の状況把握に努め、子供たちの就学機会が適切に確保できるよう努めてまいります。

ご意見・ご感想をお聞かせ下さい。

伊藤すぐる事務所

〒654-0024 神戸市須磨区大田町 2-2-8
ロイヤルトップレジデンス 1F-B
TEL.FAX 078-736-2858

県議会自民党控室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL 078-362-3725 FAX 078-351-0136

伊藤すぐる公式サイト

<http://ito-suguru.net/>



Eメール
hyogokengikai.ito.suguru@gmail.com



facebook「伊藤 傑」
<http://www.facebook.com/suguru110>



twitter「伊藤 すぐる」
[@suguru_i0424](https://twitter.com/suguru_i0424)

SMILE TSUSHIN by ITO SUGURU

スマイル・通信

笑顔あふれる須磨のまち

兵庫県議会議員 **伊藤すぐる**



メッセージ

message

神戸市内において県と市の役割分担を明確にし、同じ目的を持った事業等の単一化で無駄に使われる税金を無くす必要があると思います。県と市が手を組み合い、兵庫県が現在推奨されている地域主権のモデルとなれるように取り組みたいと考えております。

平成 24 年 12 月 (第 3 日 12 月 10 日)

第315回 定例会

兵庫県議会ホームページにて
議会の録画映像が観られます。

<http://www.hyogokengikai.jp/broadcast/>

平成 24 年に第 315 回定例会が開催されました。私、伊藤すぐるは以下の 5 つの質問をいたしました。



1. 更生保護事業に活用できる県事業情報誌について
2. 希望施設で療育が受けられる発達障害児施策について
3. 特別支援学校における才能を伸ばす教育について
4. 居所不明児童への対応について
5. 実効性ある臨検制度の取り組みについて

今回の県政報告では 1. 更生保護事業に活用できる県事業情報誌について 4. 居所不明児童への対応について をピックアップしてご紹介します。



伊藤 すぐるから

更生保護事業に活用できる県事業情報誌について

民間ボランティアの保護司は現在兵庫県に 2,000 人

ご存じのとおり、更生保護に携わる保護司は、保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員として、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える無給の民間ボランティアであります。

具体的な活動としては、保護観察所などに配置された保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、刑事施設や少年院から社会復帰を果たした人がスムーズに社会生活を営めるよう、住居や就業先といった帰宅環境の調整や相談などを行っております。

このような保護司は、私を含めて全国で約 4 万 8,000 人おり、兵庫県内には約 2,000 人が活動しております。そのほかにも、県内で約 6,400 人の更生保護女性会員や青年ボランティア団体として BBS 会員、また協力雇用主など、多くの方が更生保護の活動を行っております。

保護司は、ボランティアといえど、社会的責任が強く求められる活動を行うために、各保護区で観察官を招いて研修会を開催し、専門知識の習得に努めておりますが、保護司によって保護観察の方法は多様であります。

なぜならば、保護観察対象者に指導や助言を行う上で最も大切なことは真心であり、当然のことながら、真心の表現方法は保護司によって違いがあるからです。当然のことながら、同様のケースで同様の対応が必要とされる保護観察対象者が受ける指導や助言については、保護司によって格差が生じてはなりません。

しかしながら、実際にそれぞれの保護観察対象者のケースに応じた指導や助言を行うためには、専門知識を必要とする多くの関係者や関係機関との打ち合わせが必要であったり、調査が必要な場合も多く、保護司の皆さんは大変苦勞をされているのが現実であります。

このため、ケースによって複雑化する課題に迅速かつ的確に対応するためには、多くの関係機関が担う多彩な事業などの情報を容易に把握できるようになることが、望まれております。

人生を「甦らせる」ための情報共有策を

東京都では、青少年・治安対策本部が更生保護関係者向けに「少年支援ガイドブック」という冊子を作成しております。この冊子では、少年たちが社会復帰したときに、将来を考えるとときに役立つ東京都や関係機関の就学や就労、居住や生活資金、福祉等に関する相談窓口が総合的に紹介され、保護司や関係者が指導助言を行うに当たり、大きな力となっております。

我が兵庫県が更生保護事業を支援する取り組みとしては、協力雇用主である建設業者等が保護観察対象者などを 3 ヶ月以上雇用した場合に、県の入札に参加するに当たり、社会貢献評価点数を加算することや緊急雇用就業機会創出事業の一つである更生保護協力雇用主応援事業において、協力雇用主を支援するために、保護観察対象者の雇用や能力アップに関する研修の実施を支援するなど、他府県に比べ、すばらしいものがあります。私は、大変感謝をしております。

皆さん、更生とは「甦る」と書きます。我々保護司は、保護観察対象者の人生だけを甦らせるのではなく、その家族や関係者にも希望を与えるような大変重要な役割を担っております。

その保護司がかかわる保護観察所は、法務省の管轄下に置かれる役所ではありますが、県内の多くの保護司や関係者は、更生保護や防犯のために奉仕の精神を持ち、その役割を果たしている兵庫県民であります。その県民のためにも、現在、県が持っているさまざまな更生保護事業に活用できる事業情報を集約した情報誌を作成していただき、更生保護に携わる人々の活動に役立てることができるよう強く要望するところであります。

この厳しい財政状況のもと、予算をかけずに知恵を絞った心のこもった施策として、真心を持った対応をお願いしたいと考えますが、当局のご所見をお伺いいたします。

ケースに応じた
細やかな指導や助言が必要

保護観察対象者 保護司

井戸知事からの回答

自由民主党議員団の伊藤傑議員のご質問にお答えいたします。

更生保護事業に活用できる県事業情報誌についてのお尋ねがありました。

平成 22 年の一般刑法犯検挙人員に占める再犯比率——もう一度罪を犯してしまうという率ですが——43%と高いものがあります。そのような意味で、保護観察対象者が再び罪を犯すことのないよう、社会全体で支援していく、この必要性は言うまでもありません。

保護観察対象者が社会的に自立していくためには、まず就労や住居など、生活基盤が確保されることが不可欠です。そして第 2 に、個々の犯罪歴や家庭環境などに応じた、きめ細やかな支援が求められていると考えます。保護司を初めとする国の保護観察所、自治体や社会福祉協議会、更生保護団体など、地域社会で幅広い支援体制を組んでいかななくてはなりません。

県としましても、国が提唱し官民の関係機関が協働する「社会を明るくする運動」推進委員会に参画しています。そして、お尋ねの中でもお触れいただきましたが、県入札契約制度における技術・社会貢献評価におきまして対象者を雇用した場合の社会貢献評価点の加点を行うこと、更生保護協力雇用主が対象者を雇用する場合の人件費等の支援を行うことなど、就業支援などによります社会復帰後の支援策を実施しています。

私も、いつも社会を明るくする運動の法務大臣からのメッセージ伝達式に立ち会わせていただきメッセージをいただいております。その際に、実情を伺っております。この二つの事業も、そのようなやりとりの中から生まれたものであります。県としても、このように、その実情に応じた取り組みを進めてきました。

ただ、ことしのメッセージの伝達式で、「保護観察対象者は、まだ対象」と、このような形となっておりますが、刑期を終えた者に対する社会的対策が十分ではないのではないかという実情についても伺うことができました。この対応についても、今後、検討をしていく必要があります。

ご提案のあった情報誌の作成につきましては、生活の自立に向けた資金貸付を初めとする各種支援制度を紹介する必要がありますこと、生活の安定に向けた働く場や住居の確保などにつきましては相談機関や事業内容等を紹介する必要がありますこと、このために手引書を来年度には作成できるように、関係機関と連携して取り組んでまいります。

その作成に当たりましては、例えば、県のホームページに掲載し、低コストで情報の更新もしやすく、また、必要な場合には保護司の皆さんなどがプリントアウトして使用していただく、そういう使い勝手の良いものとして取りまとめたかどうかと、現在、検討をしているところでございます。来年度、適切な手引書を作ってまいりますので、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。



伊藤 すぐるから

居所不明児童への対応について

兵庫県の居所不明児童の数は全国でもトップクラス

昨日まで元気に通っていた自分の子供と同じ学校の児童が、何の連絡もなく学校に来なくなった。机の中身や上履きは、そのまま残っている。教師が住民票の残っている児童の自宅を訪ねても、住んでいる気配がない。突然いなくなってしまった。このような児童のことを、居所不明児童と言います。

文部科学省が毎年度実施している学校基本調査の調査項目の中に、7歳から14歳の児童の1年以上居所不明者数が集計されております。速報値の人数ですが、平成 24 年 5 月現在、全国には 976 名、小学生がおおむね 7 割、残りが中学生となっております。兵庫県は 28 名、小学生がおおむね 8 割、残りが中学生であります。都道府県別では、東京都が最も多くて 216 人、次いで大阪府が 149 人、神奈川県が 136 人、千葉県が 115 人、埼玉県が 64 人、愛知県が 63 人、次いで兵庫県となっております。